－今号の目次－

* こども誰でも通園制度実施要綱および試行的事業調査研究の報告が公開（こども家庭庁） 1
* （事務連絡）物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充について（こども家庭庁、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課） 2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **こども誰でも通園制度実施要綱および試行的事業調査研究の報告が公開（こども家庭庁）**

令和7年4月7日、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」および令和6年度に実施されていた試行的事業調査研究の報告が公開されました。

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」については、実施方法や設備基準、職員配置、単価等が定められており、令和7年4月1日より適用されています。

また、試行的事業調査研究は、試行的事業の実施状況および利用状況について把握し、次年度以降の制度の検討及び本格的実施に向けた基礎的資料とすることを目的に、①試行的事業実施自治体、②試行的事業実施施設、③試行的事業に従事する保育者、④試行的事業を利用する保護者を対象としたアンケート調査が実施され、その結果が公表されたものです。施設属性や保育者の業務負担・やりがい、保護者の利用状況などの関連が分析されています。

詳細は、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

ホーム＞政策＞保育＞こども誰でも通園制度について

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

* **（事務連絡）物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充について（こども家庭庁、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）**

令和7年4月8日、こども家庭庁、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から「物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充について」事務連絡が発出されました。

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定で融資がされています。

今般の物価高騰の影響を受けて減益となった社会福祉施設等への資金繰りを支援することにより、経営の安定化に資することを目的として、経営資金については、令和6年12月23日から通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資が行われています。

そうした中で、引き続き収支が悪化している施設等に対して更なる支援を行うため、本優遇融資を大幅に拡充し、無利子かつ無担保等の優遇措置を講じた融資を行うこととされました。

　詳細は別添PDFデータをご確認ください。